

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	1
◎高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令	2
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
◎高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	3
◎高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令	3

訓 令

高知県訓令第2号

本庁
各出先機関
機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(高知県法制審議会規程の一部改正)

第1条 高知県法制審議会規程（昭和36年12月高知県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「総務部法務監兼法務文書課長」を「総務部法務文書課長」に改める。
(高知県公印規程の一部改正)

第2条 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

別表知事印の項及び部長印の項中「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。
(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)

第3条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表幹事の項中「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「子ども・福祉政策部高齢者福祉課長」を「子ども・福祉政策部長寿社会課長」に、「子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課長」を

「子ども・福祉政策部子育て支援課長 子ども・福祉政策部子ども家庭課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。
(高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

第4条 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「監査委員事務局長」を削る。
別表第2中「総務部財政課企画監（執行管理・調整担当）」を「総務部財政課長」に、「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改め、「監査委員事務局 監査監」を削る。
(高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正)

第5条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務部統計分析課長 総務部管財課長」を「総務部管財課長」に、「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部県民生活課長」

を「文化生活スポーツ部県民生活課長 産業振興推進部統計分析課長」に、「水産振興部水産流通課長」を「水産振興部水産業振興課長」に改める。

(高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部改正)

第6条 高知県漁業協同組合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表部員の項中「水産振興部漁業振興課長 水産振興部水産流通課長」を「水産振興部水産業振興課長 水産振興部水産業振興課企画監（水産物外商担当）」に、

「水産振興部漁業振興課課長補佐 水産振興部水産流通課課長補佐」を「水産振興部水産業振興課課長補佐 水産振興部水産業振興課水産物外商室長」に改め、同表幹事の項中

「水産振興部水産政策課チーフ（総務・金融担当） 水産振興部水産政策課チーフ（漁協検査指導担当）」を「水産振興部水産政策課チーフ（企画・マリニイノベーション担当） 水産振興部水産政策課チーフ（団体・金融担当）」に、

「水産振興部漁業振興課チーフ（資源・生産担当） 水産振興部漁業振興課チーフ（構造改善担当） 水産振興部水産流通課チーフ（加工担当） 水産振興部水産流通課チーフ（流通・消費拡大担当） 水産振興部水産流通課チーフ（輸出振興担当）」を

「水産振興部水産業振興課チーフ（資源・生産担当） 水産振興部水産業振興課チーフ（構造改善担当） 水産振興部水産業振興課水産物外商室チーフ（流通・消費拡大担当） 水産振興部水産業振興課水産物外商室チーフ（加工・輸出振興担当）」に改める。

(高知県公共補償等審査会規程の一部改正)

第7条 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文

化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。
第5条第1項中「会議」を「会議（以下この条において「会議」という。）」に改め、同条第2項中「開くこと」を「、議事を開き、及び議決をすること」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

高知県訓令第3号

本 庁
各 出 先 機 関

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県中山間総合対策本部設置規程（平成7年4月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「子ども・福祉政策部長、産業振興推進部長及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第4号

高知県公営企業局訓令第2号

高知県教育委員会訓令第2号

高知県警察本部訓令第20号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 熊坂 隆
高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県豪雨災害対策推進本部設置規程（平成30年9月

令第6号

営企業局訓令第1号

育委員会訓令第5号

察本部訓令第10号

）の一部を次のように改正する。

第8条中「この訓令」を「この規程」に改める。

別表第2中「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

高知県訓令第5号

高知県公営企業局訓令第3号

高知県教育委員会訓令第3号

高知県警察本部訓令第21号

本 庁
各 出 先 機 関
公 営 企 業 局 本 局
公 営 企 業 局 各 事 業 所
公 営 企 業 局 各 病 院
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
警 察 本 部
警 察 署

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県公営企業局長 笹岡 浩
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程（令和2年6月

高知訓令第13号

高知県公営企業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。
高知県教育委員会訓令第10号）
高知県警察本部訓令第13号）

別表第2中「総務部財政課企画監（執行管理・調整担当）」を「総務部財政課長」に、「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第6号

高知県教育委員会訓令第4号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（令和2年4月高知県訓令第8号
高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、理事・産学官民連携センター長」を削る。

第6条第4項中「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に、「産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長」を「産業振興推進部産学官民連携課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

高知県訓令第7号

高知県教育委員会訓令第5号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程（令和2年12月高知県訓令第16号 高知県教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、理事・産学官民連携センター長」を削る。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第8号
高知県教育委員会訓令第6号
高知県警察本部訓令第22号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 機 関
警 察 本 部
警 察 本 部 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号 高知県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課長」を「子ども・福祉政策部子ども家庭課長」に、「子ども・福祉政策部子ども・子育て支援課長補佐」を「子ども・福祉政策部子ども家庭課長補佐」に改める。

第8条中「別に」を削る。

別表幹事の項中
「知事の事務部局
広報広聴課長
健康長寿政策課長
業務衛生課長
障害福祉課長
障害保健支援課長
子ども・子育て支援課長
少子対策課長
文化振興課長
国際交流課長
県民生活課長
私学・大学支援課長
スポーツ課長
雇用労働政策課長
農業担い手支援課長
漁業振興課長」

を
「知事部局
総務部広報広聴課長
健康政策部保健政策課長
健康政策部業務衛生課長
子ども・福祉政策部障害福祉課長
子ども・福祉政策部障害保健支援課長
子ども・福祉政策部子育て支援課長
子ども・福祉政策部子ども家庭課長
文化生活スポーツ部文化国際課長
文化生活スポーツ部県民生活課長
文化生活スポーツ部私学・大学支援課長
文化生活スポーツ部スポーツ課長
商工労働部雇用労働政策課長
農業振興部農業担い手支援課長
水産振興部水産業振興課長」

に、
「少年女性安全対策課長
交通企画課長
交通指導課長」

を
「生活安全部少年課長
交通部交通企画課長
交通部交通指導課長」

に改める。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

高知県訓令第9号

高知県教育委員会訓令第7号
高知県警察本部訓令第23号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 長岡 幹泰
高知県警察本部長 熊坂 隆

高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県社会資本整備推進本部設置規程（平成29年6月高知県教育委員会訓令第9号 高知県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「健康政策部健康長寿政策課長」を「健康政策部保健政策課長」に、「文化生活スポーツ部文化振興課長」を「文化生活スポーツ部文化国際課長」に改める。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。